

矢板市立中学校に係る運動部活動の方針

平成31（2019）年3月

矢板市教育委員会

「矢板市立中学校に係る運動部活動の方針」策定の趣旨

- 「矢板市立中学校に係る運動部活動の活動方針」（以下、「本方針」という。）は、本市における公立中学校（以下、「学校」という）の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力・態度の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
 - ・ 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。
 - ・ 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。
 - ・ 運動部活動の実施に際しては生徒の安全を十分に確保すること。

- 矢板市教育委員会及び学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月 スポーツ庁）」、「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 9 月 栃木県教育委員会）並びに「本方針」に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。

- 矢板市教育委員会は、「本方針」に基づく学校の運動部活動に関する改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 市教育委員会の役割

ア 学校が「運動部活動に係る活動方針」の策定等を効率的・効果的に行い、部活動が適切に実施できるよう支援する。

イ 学校において、運動部顧問が活動方針や計画の作成が効率的に行えるように活用しやすいように様式を作成するなど支援する。

ウ 部活動指導員に対し、部活動の位置付けや教育的意義等に係る研修を行う。

エ 学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、大会等の統廃合を主催者に要請するなど、各学校の運動部が参加する大会数を精査するための支援を行う。

オ 外部指導者（部活動指導員、部活動補助員）を積極的に任用し、学校に配置するように努める。（部活動指導員については別に要項を定める）

なお、外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を迅速かつ適切に行うこと、サービスを順守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

カ 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

(2) 学校の役割

ア 校長は、本方針に則り、運動部活動に関する活動方針を策定する。その際、学校評議員会等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるように努める。

イ 校長は、運動部顧問の部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

ウ 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施を考慮し、教員の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する。

エ 運動部顧問は「年間活動計画（別紙様式1）及び月間の活動計画・実績（別紙様式2又は様式3）」を作成し校長に提出する。

オ 校長は「運動部活動に係る活動方針並びに年間及び月間の活動計画等」について、毎年度作成し、ホームページにおいて公表する。

カ 校長は活動計画・実績、大会等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮し、生徒・運動部顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査するとともに適宜、指導・是正に努める。

- キ 適正な数の運動部を設置する。(生徒や教員の数、安全の確保、内容の充実など円滑な運動活動の実施のため)
- ク 少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツの機会が損なわれないことがないよう、複数校で合同部活動の取組を推進する。

2 安全管理の徹底

- ア 校長及び顧問は、生徒の安全を第一に日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し、共有するなど安全対策を講じる。
- イ 運動部顧問や外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるように留意する。
- ウ 生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者への連絡体制を整備する。
- エ 校長及び顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

また、特に高温・多湿においては、熱中症事故を予防するために、水分補給を細めに行い、健康観察を実施するなどして、生徒の体調を最優先に考え、運動が実施できる状況なのかを適切に判断する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 運動部顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体が作成した指導手引等を活用し指導を行う。
- イ 運動部顧問は、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 運動部顧問や外部指導者は生徒の人格を傷つける言動（ハラスメント）や体罰はいかなる場合も許されないことを十分理解するとともにその根絶を徹底する。また、いじめが起こらないように十分配慮し、力に頼らない雰囲気づくりをする。

4 適切な休養日の設定と確実な実施

(1) 休養日の設定

ア 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日1日、土日はいずれか1日)週末に、練習試合、大会等でどうしても休養日が取れなかった場合、他の日に振り替えるなどの配慮を行う。

イ 長期休業や5月の連休等においても休養日をアに準じて設けるなど十分配慮して行う。

また、生徒が十分な休養を取ったり、運動部活動以外にも多様な活動を行ったりできるように、ある程度長期の休養期間(5日間以上)を設ける。

ウ テスト期間中は、原則としてテスト3日前から活動停止期間とする。

(2) 計画的な活動時間

ア 1日の部活動の時間は、平日は2時間まで、学校休業日は3時間までとする。

(※活動時間とは、準備や片付け等の時間は含まれないこととする。)

イ 活動時間内に、効率的に、集中して行えるように指導を工夫する。

ウ 練習試合や大会等で決められた時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

(1週間の活動時間が16時間未満、1か月の活動時間が64時間未満とすることが望ましい。)

エ 朝練習については、原則実施しないこととする。(顧問から申し出があった場合、校長の許可によって、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。)

○ 文化部活動も本方針に準じて休養日、活動時間について行うものとする。